

○さつま町パブリックコメント手続実施要綱

令和6年3月26日

告示第63号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町の政策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民が町政へ参画することの促進を図り、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な政策等の策定に当たり、あらかじめその案を公表し、広く町民等から意見を求め、町民等から提出された意見を考慮して町としての政策等の意思決定を行う一連の手続きをいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長（公営企業管理者の職を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる計画・指針等

- ア 総合振興計画等町の基本的な政策を定める計画、指針等
- イ 個別行政分野において広く町民生活に影響を及ぼす基本的な施策を定める計画、指針等

(2) 次に掲げる条例

- ア 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- イ 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するもの又は軽微なものについては、パブリックコメント手続を行わないことができる。

(政策等の案の公表)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を作成する際に整理した実施機関の考え方
- (3) その他町民等が政策等の案を理解するために必要な関係資料

(町民等への周知)

第5条 実施機関は、前条の規定により政策等の案等の公表に併せて、次に掲げる事項を町民等に周知するものとする。

- (1) 名称
- (2) 意見の募集期間及び提出方法
- (3) 政策等の案を入手する方法

2 前項の内容の周知は、町ホームページ、町広報紙への掲載により行う。そのほか、必要に応じ、実施機関が適当と認める方法により行う。

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日以上意見等を募集する期間を設けなければならない。この場合において、当該意見等の提出期限を明示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期限を30日未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第7条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 当該意見等を提出しようとする町民等は、住所及び氏名その他実施機関が必要と認める事項を明示しなければならない。

(実施機関の考え方の公表)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等に対する考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の公表について準用する。

(政策等の策定)

第9条 実施機関は、第7条の規定により提出された意見等を考慮して政策等に反映させるものとする。

(実施状況の公表)

第10条 町長は、パブリックコメント手続の実施状況について、毎年度その概要を公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある計画等については、この要綱の規定は適用しない。